

# 寺院借金銀の歴史と寺法

——日本近世借金銀寺法の研究（五）——

小島 信 泰 著

（目 次）

はじめに

第一章 「序説」の概要と借金銀寺法研究の展望

第一節 「序説」の概要

（一）前史

（二）近世

第二節 借金銀寺法研究の展望

第二章 借金銀寺法の予備的考察——『宗教制度調査資料』に見る寺法——

第一節 「寺院自ら定めたるもの」

第二節 「本山本寺より特定末寺に下したるもの」

第三節 「僧録触頭より特定寺院に下したるもの」

第四節 「僧録触頭より一般末寺に下したるもの」

おわりに

【凡 例】

一、史料の引用においては、旧字体を現行の字体に替えた。

- 一、史料の引用においては、( ) で年号を補った箇所がある。
- 一、引用した史料の活字のポイント数に不統一な箇所があるので、修正して統一した。
- 一、引用した史料の句読点に不統一な箇所があるので、修正して統一した。

## はじめに

一 筆者は、法史学の研究分野において、その解明が遅れている近世の寺法について一貫して調べてきた。これまでの主要な研究成果は拙著『近世浅草寺の寺法と構造』(創文社、二〇〇八年。二〇二〇年より講談社。以下、『拙著二〇〇八』)にまとめて世に問うた。しかし、いまだ寺法の研究は、法史学の研究分野においてはほとんど行われていないという現状に変わりはない。ただし、近世史の研究者の間ではようやく近世寺法をテーマとする論考が発表されるようになってきた<sup>①</sup>。筆者は、右の拙著でこれからの寺法の研究計画について粗方述べておいたが、その後、この計画を実際に形にすべくいくつかのテーマを立てて拙稿を発表することができたこと、拙著以降に探し得た史料が少しずつ蓄積されてきたこと、それから筆者に与えられた研究時間に限りがみえてきたことから、まだ準備不足であり、いわゆる自転車操業にならざるを得ないが、これからの体系的研究に向けての一階梯として、当時の寺院・僧侶の間で深刻な問題に発展していた借金銀の問題に注目し<sup>②</sup>、その研究に向けた「序説」として「日本近世借金銀寺法研究序説」(以下、「序説」<sup>③</sup>)の執筆に踏み切った。

二 これまでの筆者の研究は、そのほとんどが年来の中心課題である浅草寺の寺法と構造に関する個々の論考を発表するに留まっており、寺法の体系については、浅草寺に限ってもまだ仮説を提示したに過ぎない<sup>④</sup>。しかも、「序説」で述べたように、国家史・国制史の視角からの研究の必要性があることから、一層寺法研究の歩みが遅くなってしまう。寺院・僧侶の借金銀寺法についても、『拙著二〇〇八』の第十二章「借金銀寺法」でその概要を述べたに過

ぎない。しかし、寺院・僧侶の借金銀問題は、単に寺院・僧侶の存続に関わる問題であるばかりではなく、幕府の宗教政策の根幹を揺るがす恐れもあるので、まずは幕府が法度による統制に乗り出し、これを受けて各宗派・寺院も寺法の制定によって対処したことから、寺法研究においては重要な位置を占めていると考えることができる。そこで、ささやかながら前述の「序説」を公にすることにしたのである。

本稿はそれに続く「本論」に位置付けられる論考として準備をしてきたのであるが、「本論」は「総論」と「各論」に分けて執筆しようと考えており、しかもそれぞれがいくつかの論考によって構成されることを予定している。本稿は、この「本論」の「総論」部分の冒頭に位置付けられるものなので、はじめに「序論」で論じた内容を整理した上で必要な言葉を補ってから、「序論」では詳しく論じることができなかつた宗派・寺院の借金銀寺法の前提を成す主要な寺法紹介を文部省宗教局編『宗教制度調査資料』<sup>7)</sup>に依拠して行ってみたい。なお、ここでは、特定の宗派・寺院を越えた当時の寺法の概要を把握することを目的とする。

三 「総論」の続稿においては、まず宗派・寺院に認められた寺法制定権の成り立ちを、近世国家の権力構造を政治的観点から探究し、次に寺院の法的性質をこれまでの先学の研究に依拠して考察する。続く「各論」においては、まず各宗派・寺院の借金銀寺法の実態解明を可能な限り行い、次に寺院・僧侶の借金銀に関する裁判事例を調べる。そして最後に、「結論」として借金銀の問題を通して、江戸時代の国家・法・宗教の関係について考察することを、筆者は構想している。

以上の研究を形にすることができたなら、法史学の観点から、借金銀寺法に続いて寺院住職の任免権や僧侶処罰、近世における宗派・寺院の存在意義や世俗の庶民たちとの関係に注目することによって、今日の寺院・僧侶の生成過程や今後の日本社会における役割について論究していこうと思うが、筆者の能力を考えると「日暮れて道遠し」といった状態なので、今後、近世寺法への関心を持たれる研究者が増えていくことを願わざるをえない。

- (1) 戦後の法史学における近世寺法に関連した研究としては、林董一「曼荼羅寺定式について——近世寺法の一例——」(『郷土文化』第一三卷第三号、名古屋郷土文化会、一九五八年)、石井良助「江戸時代における神社および寺院の法人格」(『国家学会雑誌』第八九卷第七・八号、第九・一〇号、一九七六年。同著『日本団体法史』〔法制史論集 第三卷〕創文社、一九七八年所収)、布施彌平治「御朱印地考——山形市山寺所在の立石寺を中心として——」(牧健二博士米寿記念日本法制史論集刊行会編『牧健二博士米寿記念 日本法制史論集』思文閣出版、一九八〇年)などがある。今世紀に入つての近世史における研究としては、吉田昌彦「近世「寺法」に関する一考察」(『九州文化史研究所紀要』第四六号、九州大学附属図書館付設 記録資料館 九州文化史資料部門、二〇〇二年)、同「近世寺法に関する素描——王権論の立場から——」(同第六〇号、同、二〇一七年)などがある。
- (2) 借金銀をめぐる、当時の寺院・僧侶の実態については、その概要に過ぎないが、『拙著二〇〇八』の第十二章「借金銀寺法」で論じた。
- (3) 『東洋哲学研究所紀要』第三七号、二〇二二年。「序説」の目次構成は以下の通りである。

はじめに

第一章 前史・仏典と前近世日本の僧侶と寺法

第一節 仏典に説かれた僧侶と戒律

第二節 前近世日本の僧侶と寺法

(一) 古代

(二) 中世

第二章 近世における寺院の借金銀に関する法令

第一節 「幕府寺院関係法」

第二節 「宗派寺法」と「個別寺法」

おわりに

- (4) 『拙著二〇〇八』の第五章「浅草寺の寺法体系試案」、参照。

- (5) 拙稿「近世寺院法研究の論点と意義 (一)」——中世寺院法および近世国制史の研究を通して——『創価法学』第三二卷第一・二合併号 (創価大学法学会、二〇〇二年)、参照。

- (6) 寺院・僧侶の借金銀に関する幕府の法令については「序説」で論じたが、別稿で補足する予定である。

- (7) 『宗教制度調査資料』の編纂背景と史料価値については、「序説」でも註記したが、『拙著二〇〇八』第五章「浅草寺の寺法体系試案」第一節の註11で述べた。

## 第一章「序説」の概要と借金銀寺法研究の展望

### 第一節 「序説」の概要

#### (一) 前史

「序説」では、まず前史として、仏典に説かれた寺院・僧侶と財物との関係について論じた。「仏教は、あらゆる苦悩は人の執着心（欲望の根源）から生まれる」とし、そこから解放されることによって真に平安なる境涯に至ることが説かれている」ことや「釈迦が生きた時代のインドは複数の「国」が覇を競い合う歴史段階にすでに達しており、各国内では商業活動が盛んに行われるようになって」いて、その結果として在家者の間ではすでに「借金が横行し、返済が滞ることによって訴訟が行われていたこと」を確認した。

このような商業・流通経済の発達という背景があったが、「出家して俗世間から離れて僧団（サンガ）で生活する僧侶は在家信者の供養によって生を保っていたので、一般には借金をすることはなかったと思われる」が、原始仏典を繙くと、そこでは財物に囚われず、「慎ましい生活を送るという精神は僧侶に対しても論されていたものと読み込むことができる」し、さらに平川彰氏が「『パーリ律』においては比丘が金・銀を受けることが禁止されており、銀とは貨幣のことであると指摘している」ことを述べた。<sup>8)</sup>

「序説」では次に、日本の古代・中世における寺院・僧侶と財物との関係について論じた。古代の律令法では「僧尼令」が規定されていて、その第一二条を辻善之助氏が、「この箇条は、僧尼が家財を畜へ、生産を事とするの禁を規定したものである。即ち僧尼は私に園宅財物を畜へてはならぬ。但しその普通に用ふる所のもの、身のまはりの品物の類は禁ずる限ではない。又園宅財物を安く買ひて高く売り、又之を借して利子を取る事は出来ない。之を犯す者はその財物を官に没する」と解釈されたこと、中世になり、律令制度が弛緩して封建制度が発展すると、寺院も寺法

を独自に制定して、庄園経営に乗り出し経済的な自立を図らなければならなかったこと、さらには平泉澄氏が『中世に於ける社寺と社会との関係』において、僧侶が商業活動に手を染め、様々な商売や金融活動を行った事実を裏証されたことや黒田俊雄氏が編纂された『寺院法』に収録された各寺法などから明らかのように、寺院・僧侶がやがて質入れを行うようになり、さらには借金までが横行するようになったので、それらを禁じる寺法が制定されるに至ったことを述べた。<sup>9)</sup>

## (二) 近世

近世については、筆者の考える、「幕府寺院関係法」・「藩寺院関係法」、「宗派寺法」・「個別寺法」という当時の寺院関係法令の体系を「序説」で説明した。「幕府寺院関係法」とは、寺院に宛てた幕府法であり、「序論」ではまず幕初における個別の宗派や寺院に宛てた法度である慶長一九年(二六一四)三月の「大山寺法度」および元和元年(二六一五)七月の「真言宗諸法度」により、幕府は僧侶が世俗的な事柄に巻き込まれ、公事沙汰を起こすことを警戒していることを指摘した。その後、幕府は、寛文五年(一六六五)七月に各宗派を越えてはじめて統一的法度である「諸宗寺院法度」(「諸国寺院御掟」)を制定し、そこでは寺領の売買と質入れを禁じることが規定された。<sup>10)</sup>その後、八代将軍徳川吉宗が、俗世に流された寺院・僧侶の現状を引き締めるために、各宗派に働き掛けて、宗派・寺院が新たな寺法を定めるよう命じた。その結果、例えば享保七年(一七二二)四月の「増上寺役者差出候浄土宗法度書」では、組中・法類では解決できない借金銀はすぐさま本寺に訴え出るように規定されている。<sup>11)</sup>しかし、寺院・僧侶の借金銀は取まらず、元文三年(一七三八)四月の幕府の触からは、寺院が本尊すらも書き入れ、または売渡証文を作って借金銀をしていたことが読み取れる。<sup>12)</sup>

次に、この借金銀問題が出入に発展した場合の幕府の指令および具体的な借金銀裁判については、はじめに『寺院取扱御下知留』の二九号に依拠して、支配違いの出入については寺社奉行初判の評定公事となったが、一領地限りの

出入や宗法に関わる出入は本寺・触頭が吟味することになっていたことを述べた<sup>15</sup>。また、寺院の借金銀出入の内容に関わる幕府の指令については、『寺社奉行指令纂要』六八号の「先住之借金銀後住難引取旨申立候儀」、一二二号の「先住之借金銀後住江引取候儀」によると、前者では、寺用のための借金銀においては証人を糺す必要はなく、先住の借金銀を後住が引き受けないのが真言宗の掟であるが<sup>16</sup>、他宗との出入に及んだ場合は一宗派の掟を適用することができないので、後住へ濟方を申し付けるとの指令を幕府はしており、後者では、寺印を用いての借金は、借金をした当人の僧侶がたとえ仕置を受けたとしても、後住へ濟方を申し付けるのが筋であると幕府は指令している<sup>17</sup>。すなわち、同じ寺院・僧侶の借金銀であっても、出入になった場合、借金をめぐる諸般の事情や宗派の違いによつて幕府の指令が異なることがあつたのである。

以上のように、幕府による寺院の借金銀に対する法令が時代と共に明確化されていったことや借金銀出入に対する幕府の指令について述べたが、天保一四年（一八四三）の金公事改革においては、寺院に関しても、各宗派の寺法の違いに関わらず吟味を加え、事実次第では幕府の奉行所が裁許を申し付けるように定められたことを「序説」では明らかにした。これによつて寺院の借金銀出入に対する幕府の方針が最終的に確定したと思われ、宗派・寺院の自律的な裁判権行使が制限されることになつたのではないかと指摘した。

ここまでの記述は、個々の法令や事例をいくつか列挙して、幕府による寺院・僧侶の借金銀に対する法令の変化の概略を述べたものであるが、「序説」では、かつて司法省調査課が編集した『徳川時代民事慣例集』に掲載された寺院・僧侶が行つた借金銀の出入に関する幕府の具体的な裁判例についても、紙幅の関係でその件名だけであるが、紹介してみた。これらの裁判例の分析については、前述したように、本研究の「各論」の課題とする<sup>18</sup>。さらに「序説」では、本稿から始まる「本論」への助走として、筆者の構想する江戸時代の寺法を宗門側が制定した「宗派寺法」と「個別寺法」の視点からも説明を加えた<sup>19</sup>。

以上、「序説」で述べたことは、限られた幕府の法令や宗門側の寺法などを概観してから、筆者が考える日本近世の借金銀寺法に関する諸問題について述べたに過ぎないが、今後の体系的な研究のための見取り図を示すことはできないのではないかと思われる。

## 第二節 借金銀寺法研究の展望

筆者は、『浅草寺日記』の解説を中心として、『拙著二〇〇八』において浅草寺の寺法の体系について考察をはじめた。浅草寺は上野の東叡山寛永寺が創建されるまで幕府の祈願寺であり、江戸時代を通して時の將軍の御成もあり、寺院内に東照宮が置かれるなどして、幕府と特別な関係を有した寺院ではあるが、禄高五百石の一寺院であつて、やがて別当も寛永寺の別当が兼務するようになり、毎年、上納金を寛永寺に渡さなければならなくなったことなどから、一山内の子院は地借の者を置いたり、借金銀によつて寺院運営をしなければならぬといった状態に置かれるようになった寺院である。にもかかわらず、古い歴史と格式があつたからか、多くは慣習法の形を取つていたものの、寺院内には様々な寺法があつて、それに基づいて一山の組織や僧侶の生活が成り立つていた。浅草寺については、これ以外にも寺領や門前の領民に関する問題など明らかにすべき多くの課題が残されているが、そうした研究は他の機会に譲ることにして、本研究においては浅草寺に限らず、広く当時の借金銀寺法に注目することにした。ここではその理由について少しく述べておきたい。

商業活動が活発になり、流通経済が進んだ江戸時代中期以降においては、寺院・僧侶に限らずあらゆる身分において借金銀は頻繁になされるようになった。寺院は、檀家制度によつて民衆掌握の役割を幕府から任されたことや將軍の権威を宗教的に支える役割を担つたことなどから、経済的にも身分的にも幕府から手厚い保護を受けることができ、その結果、祠堂金や潤沢な寺院財産を元手に金銀を武士や庶民に貸し出し、いわば当時の金融機関の役割を果た

す寺院が出現した。しかし、布教活動や新寺建立などが厳しく制限されるなど、その本来の活動を進めることができなくなり、やがて世俗に流される寺院・僧侶が増えていき、寺院・僧侶自身が借金銀をするようになったことから、「序説」で紹介したような幕府法令が出されるようになったのである。こうして寺院・僧侶の世俗化が深まり、やがて他の宗教者や儒教勢力、はたまた民衆からもその存在や生活ぶりが批判の対象となつて、遂にはいわゆる廢仏論が展開されるにいたつたのである。しかも当時の寺院・僧侶の在り方は、辻善之助氏が指摘されたように、現代にも影響を及ぼしている。<sup>(10)</sup>

さらに、そもそも江戸時代の寺院は、將軍の御威光に触れぬ範囲内ではあるが、檀家制度を運用することによつて幕府の民衆統治の一翼を担い、寺内にあつては僧侶を支配するために寺法を定めることが許されていた。さらには宗派の法義にかかわる事件の裁判権を、様々な制約下にあつたとはいえ、行使することが認められていたのであるから、天皇・公家と同様に一定の自律的権力を幕府から付与されていたことは事実なので、江戸時代の国制の在り方を考える上でもその地位と役割を詳しく考えていく必要があると思われる。そして、前述したように、借金銀寺法に抵触した場合は宗派・寺院内部で取り捌くことが原則であつたこと、世俗の者との出入に発展した事件は幕府が取り上げたこと、といった両面からの裁判事例が数多く残されているので、国家と仏教勢力との司法上の関係という視点から当時の国制の在り方や法体系を探る場合において、借金銀寺法およびそれに関する出入の実態説明が大きく寄与するのではないかと思われるのである。<sup>(11)</sup>

(8) 以上、「序説」第一章第一節「仏典に説かれた僧侶と戒律」。

(9) 以上、「序説」第一章第二節「前近世日本の僧侶と寺法」。

(10) これまで「領主寺院関係法」と名付けてきたが、「領主寺院関係法」では意味する権力主体が曖昧になるので、これからは「藩寺院関係法」とする。この点については、本稿の註27、参照。

(11) 文部省宗教局編『宗教制度調査資料』第六卷（明治百年史叢書第二六一卷、原書房、一九七七年）「江戸時代宗教法令集」

- 三二二号、二六頁および三六号、三二二頁。
- (12) 高柳眞三、石井良助『御触書寛保集成』(第三刷、岩波書店、一九七六年)一一七四号、六〇九頁。
- (13) 前掲『宗教制度調査資料』第四卷(明治百年史叢書第二五九卷、同)「享保七年諸宗法度書」八頁。
- (14) 前掲『御触書寛保集成』一一一〇号、六一二頁。
- (15) 東京大学法制史資料室所蔵『寺院取扱御下知留』下(請求番号:甲/二/三八七六)。
- (16) この点については、東京大学総合図書館所蔵の『社奉行所手留』(請求番号:G二七/三〇二)第二冊の三三三号「金銭貸借之儀二付大概」に記されている。
- (17) 新発田市立図書館所蔵『社奉行指令纂要』(請求番号:政/一八/六一/五/二)。
- (18) 以上、「序説」第二章第一節「幕府寺院関係法」。
- (19) 以上、「序説」第二章第二節「宗派寺法」と「個別寺法」。本稿は、この問題の続編に位置付けられる。
- (20) 辻善之助『日本仏教史』第七卷・近世篇之一く第十卷・近世篇之四(岩波書店、一九五二く五五年)。
- (21) 以上、「序説」の「おわりに」、参照。

## 第二章 借金銀寺法の予備的考察——『宗教制度調査資料』に見る寺法——

「序説」で紹介したように、宗派を越えた中世の寺法については、黒田俊雄編の大部の『寺院法』がすでに出版されている。<sup>(22)</sup> 近世においてはこのような寺法集がまだまとめられてはいない。寺院文書や日鑑などに収録された成文化された寺法や様々な訴訟文書から読み取れる慣習法としての不文の寺法などを個々に調べる作業は今後の課題として残されているのである。そして、さらに宗派・寺院ごとの寺法の規定内容の異同を明らかにするという比較研究やそれぞれの寺法の近世を通じての時代的推移について考察することなども必要であるが、それは一人の研究者の手によつてできることではなく、近世寺法の解明という問題意識を共有する研究者による地道な共同作業が求められる。

また、より根本的な問題として、中世の寺法については、あえて黒田俊雄氏を中心とする研究を例示するまでも

なく、その研究意義の重要性は明らかにされているが、近世の寺法については、「序説」で述べたように、辻善之助氏に始まる江戸幕府の仏教統制という長く続いた通説の枠組みを越えた、多彩かつ重要な役割を当時の宗派・寺院が担っていたことが明らかにされつつあるが、まだ中世に比べると法史学の観点からの研究意義については十分に論じられてこなかった。そこで筆者は、現存する寺法を集積する前に、近世国家における寺法、さらには近世社会における寺法という観点から、近世史や近世仏教史の研究史を整理する形で『拙著二〇〇八』の第一章「日本近世寺法研究序説」でこの点について論究した。ここでその内容説明を繰り返すことはしないが、こうした問題から着手することが近世寺法の研究には要求されるのである。

さらに、近世仏教を支える諸制度の形成は、その基礎として中世を通して構築されていた本末の秩序や寺院と檀家の関係を幕府が継承し、これを発展させることによつて実現されたのであるが、そのために幕府は寺院法度をはじめとする様々な法令を發布し、また各宗派・寺院にはそれぞれ寺法の制定を認めて、こうした制度の確立とその永続化を図つたことを確認しておかなければならない。

前述したように、幕府の法令については、別稿において整理することにして、本稿においては、各宗派・寺院の寺法の概要について、『宗教制度調査資料』を用いて具体的に論じることにはしたい。管見するところ、近世の寺法を發布主体ごとに、最も豊富かつ体系的に収録した刊本としては、いまのところ同資料集が最も充実していると思われるので、ここで取り上げるに相応しいと思われるからである。

さて、「序説」では同資料の編纂方針に関連して次のように論じた。

『宗教制度調査資料』の第7巻に収められた「江戸時代寺法集」は、概要ではあるが宗派を越えて寺法を系統別

に編纂して注目される。同資料では、江戸時代の寺法の制定権者と宛所との関係から、「目次」1の「序説」

に続いて、2の「寺院自ら定めたるもの」、3の「本山本寺より特定末寺に下したるもの」、4の「本山本寺より一般末寺に下したるもの」、5の「僧録触頭より特定寺院に下したるもの」、6の「僧録触頭より一般配下に下したるもの」に分けて当時の寺法が集成されている。このうち、3から6の寺法が本稿に言うところの「宗派寺法」であり、2が「個別寺法」に該当する。<sup>(23)</sup>

本節では、「序説」で考察した「幕府寺院関係法」に対応する、各宗派・寺院側の借金銀関連の寺法を概観することを目的にしている。年代順に各宗派・寺院の寺法について論述しようかとも考えたが、右の『宗教制度調査資料』の編纂方針に従い、本資料の収録順に本稿に關係する寺法を整理してみたい。このことは同時に、「宗派寺法」、「個別寺法」の順での紹介ではなくなることをはじめに断っておきたい。

なお、以下の論述から明らかなように、『宗教制度調査資料』の第七巻に収められた「江戸時代寺法集」においては、借金銀寺法自体を規定した条文は決して多くはないが、各宗派・寺院が配下の寺院・僧侶に対する秩序ある支配のために定めた寺法は、借金銀に関する寺法の適用の前提を成す規定なので、以下にはこれらを紹介することから始めたい。

### 第一節 「寺院自ら定めたるもの」

はじめに、「寺院自ら定めたるもの」として、『宗教制度調査資料』第七巻所収の「江戸時代寺法集」に収録された、「三 同（慶長）十三年正月二十四日 日蓮宗立本寺式目」の中から三つの条文を選んで紹介する。

- 一 於満山衆徒違背住持之義成敵対者遂評議可有衆外事、<sup>(24)</sup>

- 一 衆座之悪口諍論、并縦雖相手二人悪口諍論於為歴然者一箇月机、<sup>25</sup>
- 一 背寺法族、擯罰之後其坊跡可属本院事、<sup>26</sup>

これらの箇条では、一山の僧侶が住持や寺法に背くことが禁じられ、それらに抵触した場合は処罰の対象となり、寺院からの追放もあり得ること、僧侶間の悪口・諍論が許されず、それらも処罰の対象となることが規定されている。

詳しくは、後述するが、「序説」で論述したように、幕初においては、「幕府寺院関係法」<sup>27</sup>においても寺院・僧侶の借金銀自体を禁じる規定は見当たらず、寺院内の上下関係の維持や寺法の遵守、僧侶間の争いや僧侶処罰が定められる段階にあったが、寺院・僧侶が徐々に世間の商業活動・流通経済に巻き込まれていくことよって、寺院・僧侶の世俗化した振る舞いが表面化することになった結果、法的な規制が成されていくようになり、やがて寺領・財産の質入れが禁じられ、借金銀の禁止が規定されていくのであるが、各宗派・寺院の寺法においても同様な変遷を見て取ることができる。

次に、同じく「寺院自ら定めたるもの」としての寺法「一三 寛政九年九月 日 新義真言宗長谷寺条目」には、次のように規定されている。

- 一 此頃者寮舎へ野郎子共徘徊之沙汰相聞、以之外不屈儀候、自今以後野郎子共出入并博奕之儀、山内者勿論、於山外茂堅令停止訖、違背之輩者可為追放事、<sup>28</sup>

すなわち、寺院の関係者外の世俗の者の寮舎への出入りや寺院内外での博奕が厳しく禁じられ、これらを守らない

僧侶は寺院から追放されることが規定されている。「序説」で述べた「教化階級」に属する僧侶は、世俗の者の模範になることを幕府から期待され、寺院は一つの聖域であることが求められていたのであり、寺院側もそれを弁えていたのでこのような寺法が規定されたと考えられよう。

さらに、「寺院自ら定めたるもの」としての寺法「二四 享和二年八月 日 真言宗金剛寺条目」には、次のように規定されている。

一 諸寺家之住持、任自己之分別、背出世之法義者、為寺中之老僧、兼日可加異見不然者、可属同罪事、<sup>(20)</sup>

ここでは一寺の住持であったとしても出家としての法義、すなわち一宗の教理に背いてはならないこと、また寺内の老僧であつても予め異議を唱え諫めることをしなければ同罪となると規定されている。そして、各条文の締め括りの奥書には、

右之条々依旧章修飾之、末代衆徒急度可相守、若違反之輩者、速可処嚴科者也、仍而定書如件、<sup>(20)</sup>

とある。末代の衆徒にいたるまでこの寺法を守ること、そしてそれに違反したなら速やかに嚴科に処するという、徹底した寺院の支配方針が法として明記されているのである。他の寺院においても同様の方針が採られている事例があることから、寺院・僧侶に対して武士や庶民から批判の目が自らに集まらないように、各宗寺院は前もつてその内部の秩序維持のために法的支配の徹底を図ろうとしたことが窺われる。

以上のように、「寺院自ら定めたるもの」においては、借金銀自体に関する具体的な規定は見当たらないが、各宗

寺院が寺院・僧侶に対して厳しい従属を強いていたことが明らかになり、以上の各条文は、後に紹介する、寺院・僧侶が借金銀を行う場合の手續や大借の禁を命ずるために準拠した規定であると考えることができる。

## 第二節 「本山本寺より特定末寺に下したるもの」

次に、この寺法としては、「一五 慶長十四年二月十八日 真言宗石山寺条目」の次の規定から見ておきたい。

一 衆中一味和合、不可致諍論付、大小諸事可令触告、多分不承引之事、独張行之、是則諍論不和合之基也、能々留心可慎守事、<sup>(32)</sup>

すなわち、ここでは僧侶たちは一味和合して諍論しないように戒められている。

また、「一八 同（元和）九年十二月 天台宗粉川寺法度」には、

一 坊舎売買停止之事、<sup>(32)</sup>

とあり、元和九年の寺法であるにもかかわらず、すでに寺院の坊舎売買の禁止が規定されている。「江戸時代寺法集」に載せられた寺法としては、この時期では他に例のない具体的な取引に関する規定である。すなわち、幕初において早くも坊舎売買が行われていたのか、もしくは行われる恐れがあったのか、ここからははっきりしたことはわからないが、僧侶たちが俗世間に引き込まれていく世相が浮き彫りになってきているように思われる。

続く、「一九 寛永三年九月廿八日 天台宗金山寺法度」では、

一 為末寺不可背本寺之命事、<sup>(33)</sup>

とあり、何においても末寺が本寺の命令に背いてはならないことが規定されている。「二二 同(寛永)二十年三月四日 天台宗千妙寺法度」にも、

一 専於戒法、総而不可背本寺之下知事、<sup>(34)</sup>

と、主に戒法についてはあるが、やはり本寺の下知に背いてはならないことが規定されている。

「二〇 同(寛永)三年九月 天台宗廬山寺法度」には、

一 背天下之法度族、寺内不可陰置、付、不伺方丈、無実正者、不可致宿事、<sup>(35)</sup>

とあり、「天下之法度」、すなわち幕府法に背いた者を寺院の内に隠し置くことが禁じられ、続く「二二 同(寛永)十九年十一月十七日 天台宗円通寺法度」には、

一 企徒党不可致公事沙汰事、<sup>(36)</sup>

とあり、徒党を企て公事沙汰を起こしてはならないことが明確に規定されている。

「**三** 同（寛永）二十年六月 日 天台宗阿蘇山法度」には、

一 背国司之制法不可致私検断事、

とあって、古代からの地方制度のままの規定のようで興味深い。寺法が前時代の法制を踏襲して定められていたのではないか、ということが端無くも表れているように思われる。「**二九** 同（享保）二年八月朔日 天台宗西養寺法度」には、

一 不可背国主之制法事、

とある。すなわち、「**三**」の規定と同じく、この「**二九**」の規定では藩法違反を指しているのであろう。

さらに、「**二六** 明暦四年二月 真言宗金剛寺式」の第一三条は、寺院内に異論が起き訴訟に発展した場合の規定であるが、<sup>39)</sup>ここでは提訴から取り捌きに至るまでの具体的な裁判手続については具体的に規定されていないので、詳しく論述することは控える。寺院・僧侶を当事者とする訴訟事件に関する裁判権、裁判管轄および裁判手続については、関係する寺法を広く探して別稿で論じることにはしたい。

なお、「本山本寺より一般末寺に下したるもの」としては、「**四四** 天明元年 真宗誠照寺派条目」に、

一 僧徒は正直にして、公事訴訟随分可相慎也、<sup>40)</sup>

とあり、借金銀に限らず、そもそも僧侶が公事訴訟をすること自体を慎むように期待されている。また、同条目には、

一 僧分は平日大酒仲間敷、別而法務之節可相慎事、<sup>(4)</sup>

とあり、僧侶の平日の大酒や法務における舞いまで注意するように定められているが、借金銀に関する規定のある法度・条目は、「本山本寺より一般末寺に下したるもの」においても見当たらない。しかし、寺院・僧侶が世俗社会との関係を深めていく様子が以上の条文から窺われる。その一つの結果として、寺院・僧侶による借金銀が行われるようになり、これが寺法によって規制されていくことになるのである。

第三節 「僧録触頭より特定寺院に下したるもの」

この寺法としては、「四六 慶長十八年三月三日 曹洞宗恵倫寺定」に、

一 両御所様被仰出曹洞宗御法度、若松領中、於被背諸山者、堅可為御任置事、<sup>(4)</sup>

とあり、「曹洞宗御法度」の遵守が厳しく規定されていて、「四八 天明元年十月 時宗金光寺定」には、

一 金光寺にて建立修復等之儀ニ付、無抛致借財候儀も有之候は、組合両寺より遂吟味、其建立修復等之入用相当仕候金高二候は、両寺加印可致候。尤其段日輪寺江両寺添状を以可相届置事、<sup>(4)</sup>

とあり、寺院の建立・修復のための借財（借金銀）であつても、組合の両寺がその内容を吟味し、そのために必要な相当の金高である場合は、両寺が加印をし、そのことを時宗の江戸触頭である日輪寺へ、両寺が添状をもつて届けなければならぬことが定められていた。このように、借金銀とは明確に名指しされてはいないが、借金銀も含まれると解釈することができるのではないかと思われる。

こうした寺法が定められていることは、「序説」で述べたように、江戸時代の各宗派・寺院の僧侶が庶民の中に入つて自由な布教を行うことが禁じられたことなどから、本来の宗教者としての活動が制限され、その結果、僧侶の生活が世俗に流されて華美になることもあり、時に寺院財政の逼迫に追い込まれていった事実は、法史学や仏教史の研究者によつて明らかにされた通りである。寺院・僧侶が行つた具体的な借金銀の事例については、別稿で論じたので参照されたい。<sup>(45)</sup>

#### 第四節 「僧録触頭より一般末寺に下したるもの」

この寺法としては、「七一 元文二年三月 日 曹洞宗小末寺掟」に、

一 諸末寺不可違背本寺之指麾事、附平日同門之参会守和合僧可為懇懃叮嚀事、<sup>(46)</sup>

とあり、本寺の指図に違背してはならないことが定められていて、借金銀については、「六四 寛永元年八月 日 新義真言宗触書」に、

一 寺院<sup>ニ</sup>借金等致置、後住厄客<sup>寄カ</sup>不可仕、惣而寺院之大破又者借金等有之故、任勝手不相応之任持を茂招置之

由其間候、向後寺不及大破不致借金之様、常々可有其覺悟、但寺院建立其外無拋借金之儀者可料簡事、<sup>(17)</sup>

とあり、寺院に借金を残し、後任の患いにしてはならない。すべて寺院の大破や借金などがある故に、勝手不相応の後任を招き置くとの聞こえがある。今後、寺院を大破させず、借金をしないように、常に覺悟をすること。ただし、寺院建立やそのほか拋無い借金は取り計らう、と規定している。また、「七三 寛保三年九月廿三日 曹洞宗触書」には、

一 府内寺院五六箇寺宛之組合立置、善惡共ニ相互ニ致世話大借金等惣而不如法之儀共無之様ニ吟味教諭可有之事、<sup>(18)</sup>

とあり、府内の寺院には組合を作ったので、相互に世話をし合い、大借はすべて不如法なので、そのようなことがないように吟味して教諭するように規定されている。

以上のように、明確に借金銀に関する寺法が定められるようになり、また「大借」をしないように厳しく規制されていたことが分かるのである。

(22) 集英社、二〇一五年。

(23) 「序説」、七六頁。「序説」は横書きで発表したので、数字はアラビア数字を用いた。なお、4の「本山本寺より一般末寺に下したるもの」については、新たな節は設けないが、本章第二節にそこに収録されている「四四 天明元年 真宗誠照寺派条目」を紹介する。

(24) 前掲『宗教制度調査資料』第七卷（明治百年史叢書第二六二卷、同）「江戸時代寺法集」二六頁。

(25) 同右、二七頁。

- (26) 同右、二八頁。
- (27) 「幕府寺院関係法」、「藩寺院関係法」、「宗派寺法」、「個別寺法」とは、筆者が命名した各種の寺法である。この点については、「序説」を参照されたい。
- (28) 『宗教制度調査資料』第七卷「江戸時代寺法集」、四五頁。
- (29) 同右、五六頁。
- (30) 同右。
- (31) 同右、五八頁。
- (32) 同右、六三頁。
- (33) 同右、六四頁。
- (34) 同右、六七頁。
- (35) 同右、六五頁。
- (36) 同右。前掲の「三二 同(寛永)二十年三月四日 天台宗千妙寺法度」にも一字一句違わぬ同じ規定がある。
- (37) 同右、六九頁。
- (38) 同右、七九頁。
- (39) 同右、七五頁。
- (40) 同右、一〇八頁。
- (41) 同右。
- (42) 同右、一二二頁。
- (43) 同右、一二六頁。
- (44) 『拙著二〇〇八』の「第十章 幕府による寺院経済の統制」、参照。
- (45) 拙稿「日本近世借金銀寺法の研究——寺院借金銀の具体的事例——」『創価法学』第五二卷第二号(創価大学法学会、二〇二二年)、参照。
- (46) 前掲『宗教制度調査資料』第七卷「江戸時代寺法集」、六七頁。
- (47) 同右、一五三頁。
- (48) 同右、一七一頁。

## おわりに

本稿は、筆者が進めている「日本近世借金銀寺法の研究」の「総論」部分の第一論文として執筆した。<sup>(49)</sup> 前稿で述べたように、本研究は、「序論」、「本論」の「総論」・「各論」、「結論」という構成で近世の借金銀寺法を体系的に考察することを目指し、本稿はその五番目の論考であるが、「序論」発表後、現在執筆中の「本論」以降の各論考については順を追って執筆を進めているのではなく、主に史料調査の進展具合に応じて、まとまりができたテーマから形にしてきた。また、これまで発表することのできた論考から明らかのように、筆者は執筆を重ねながら全体の体系を考察しつつあるので、最終的にどのような形で研究が整理されるのかは、まだ確定できない。できれば、本稿の「はじめ」の「三」で述べた研究計画に沿って完成できればと思っているが、これから探し出せる史料の影響を考慮すると、まだ研究全体の構成が変動する可能性がある。

ただ、本稿では、「序説」に続く「本論」の「総論」部分の最初に位置付けるために、「序論」のポイントを整理し、必要な補足を行ってから、『宗教制度調査資料』に収録されている、本研究に関係した「宗派寺法」および「個別寺法」の主要な条文内容を紹介することによって、今日まで伝えられてきた借金銀寺法の形成に至るまでの予備的考察をすることはできたのではないかと思う。

次稿においては、「序説」および本稿に続く論考として、近世国家の権力構造を政治史的観点に注目して考察し、江戸幕府の成立によって確立された統合政体下<sup>(50)</sup>にあつて、様々な制約を受けていたとはいえ、なぜ宗派・寺院に寺法制定権が付与されていたのか、という問題について論究してみたい。もつとも、前述したように、史料の関係で先他のテーマについて形にすることも断っておきたい。

(49) 筆者がこれまでに執筆してきた「日本近世借金銀寺法」に関する研究は下記の四つの論考である。前稿からは、それまでメイ

ンタイトルにしてきた「日本近世借金銀寺法の研究」をサブタイトルとしてナンバリングすることにしたので、本稿は「日本近世借金銀寺法の研究」の(五)となる。

・「日本近世借金銀寺法の研究——寺法の体系的研究に向けて——」『東洋哲学研究所紀要』第三七号(東洋哲学研究所、二〇二二年)

・「日本近世借金銀寺法の研究——〔各説Ⅰ〕江戸・浄土宗増上寺篇——」『創価法学』第五一卷第三号(創価大学法学会、二〇二二年)

・「日本近世借金銀寺法の研究——寺院借金銀の具体的事例——」(『創価法学』第五二巻第二号、二〇二二年)

・「幕府法と寺法の関係——日本近世借金銀寺法の研究(四)——」(『創価法学』第五三巻第一号、二〇二三年)

(50) 江戸時代を「統合政体」と理解したのは石井良助氏であるが、この点については『拙著二〇〇八』の第二章「日本近世寺法研究序説」第三節の註3、参照。

(本学法学部教授)